

短期入所生活介護
重要事項説明書

社会福祉法人 長寿村
介護老人福祉施設 竹の塚翔裕園

短期入所生活介護 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：03-5851-6050（午前9時～午後6時）

担当：生活相談員

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 竹の塚翔裕園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業者番号	1372107449
事業所名	社会福祉法人 長寿村 竹の塚翔裕園
所在地	東京都足立区竹の塚7丁目19番14号

(2) 施設の配置基準職員数

施設長	1名
事務員	必要数(3名)
生活相談員	2名(※ 3名)
介護支援専門員	1名(※ 3名)
看護師	3名以上
介護職員	34名以上
(管理)栄養士	1名(1名)
機能訓練指導員	1名(2名)
調理員	必要数(委託)
嘱託医	必要数(0.3名)

注) () は実人数 / ※は兼務者を含む

併設、特別養護老人ホーム 定員100名の施設職員との合計

(3) 施設の概要

定員	10名			
居室	1人部屋	10室(1室 13.49㎡)	医務室	1室
交流スペース		1室	リビング	1室
浴室	個浴槽・特殊浴槽			

3. サービス内容

- ①食事 栄養バランスを考慮した、食事を提供いたします。
- ②入浴 健康状態に合わせて、週2回以上の入浴を提供いたします。
- ③介護 ケアプランに基づく、介護を提供いたします。
- ④機能訓練 機能訓練指導員による指導のもと、機能訓練が受けられます。
- ⑤生活相談 生活相談員が随時、相談をお受けいたします。
- ⑥健康管理 毎日、看護職員による健康チェック及び、入所時のバイタル測定を行います。
- ⑦理美容サービス 毎週火曜日にサービスが受けられます。
- ⑧趣味活動 等 希望により、各種クラブ活動やレクリエーションに参加できます。

4. 利用料金

(1) 基本料金

＜介護保険給付対象サービス＞

①基本料金（介護サービス費）

ご利用者の要介護に応じた介護給付費のうち、ご利用者の自己負担分をお支払い頂きます。

	併設ユニット型個室		
	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 (1割)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 (2割)	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 (3割)
要支援 1	588 円	1,175 円	1,762 円
要支援 2	729 円	1,457 円	2,185 円
要介護 1	782 円	1,563 円	2,345 円
要介護 2	857 円	1,714 円	2,571 円
要介護 3	941 円	1,881 円	2,821 円
要介護 4	1,019 円	2,038 円	3,057 円
要介護 5	1,096 円	2,192 円	3,287 円

※但し、上記料金その他、下記加算料金がかかります。

この他にも加算される場合があります（【契約書別紙】参照）

(2) その他の料金

②滞在費 室料及び光熱水費相当額をお支払い頂きます。

③食費 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）をお支払い頂きます。

②滞在費および③食費（加算単位：1 日につき）

		②滞在費 ユニット型個室	③食費
通常料金（第4段階）		2,436 円	1,712 円
負担限度額	利用者負担第 1 段階	880 円	300 円
	利用者負担第 2 段階	880 円	600 円
	利用者負担第 3 段階①	1,370 円	1,000 円
	利用者負担第 3 段階②	1,370 円	1,300 円

※ 上記の負担限度額は、負担額の軽減制度（補足給付）による、減額認定書をお持ちの場合に適用される各段階に応じた滞在費及び食費の金額となります。

④理美容費 2,500 円～5,000 円

- ・カット 2,500 円 ・毛染め・パーマ 各 5,000 円
- ・顔そり 500 円

⑤その他 上記の他、レクリエーション費用、買い物費用、嗜好・補助食品等はその実費について自己負担となります。

5. キャンセル料

① 入所日の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日午後 5 時までにご連絡いただかなかった場合	1 日の利用料の 10%

6. 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が途中退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用途中に体調が悪くなった場合、短期入所生活介護の継続が困難になった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

7. 支払方法

短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡しいたしますので、振込または口座振替にてお支払い下さい。お支払いいただきますと入金確認後に領収書を発行します。

8. サービス利用方法

(1) サービスの利用申込

- ・介護支援専門員より電話にてお申込下さい。
 - ・ご利用期間決定の後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。
- ※居宅サービス計画の作成を依頼している場合、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予定は無効となります。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者が亡くなられたとき、または被保険者資格を喪失されたとき
- ・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
- ・利用者が、当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- ・やむを得ない事情により、施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。尚、この場合、予約は無効となります。

9. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針 《経営理念》 共に生きる

「家族主義」と「現場主義」をモットーに地域から世界に広がる感動介護を実現し、すべての人が元気に笑顔で楽しく「共に生きる」社会を実現しよう

《感動介護憲章》

<利用者の生活の質の向上>

私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、「可能性の実現」と「生活の質の向上」に努めます。

<公平・公正な施設運営の遵守>

私たちは、「利用者の生活と人権を擁護」するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

<従事者の資質・専門性の向上>

私たちは、常に誠意をもって「質の高いサービス」が提供できるよう、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めます。

<地域密着での活動>

私たちは、地域の一員として、地域福祉の向上と豊かなコミュニティをつくり、「地域社会の発展」に努めます。

<国際的視野での活動>

私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互理解を深め、「社会福祉の進展に」に努めます。

<園内の生活>

利用される方の自主性を尊重いたします。平穏な生活ができるように自らが環境作りを創造していただき、各種のクラブ活動やレクリエーションを通じて生活の充実を図っていただきます。また、健康管理には万全を図り、毎日の生活の中で楽しみにされている食事やご家族との交流を重点においています。

(2) サービスの利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成の有無	○	
身体拘束の有無	×	
変更・追加の申込方法	○	電話連絡
第三者評価の実施および開示	○	評価機関：ヒューマンウェアコンサルティング株式会社 受審日：令和7年2月26日
その他		

(3) ご利用にあたっての留意点

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ・面会時間 | 9:00～19:00 受付の面会システムにご登録下さい |
| ・金銭・貴重品の管理 | 必要に応じて事務所に保管させていただきます |
| ・外出・外泊 | 前日までに施設にご連絡ください |
| ・飲酒・喫煙 | 原則禁止させていただきます |
| ・設備・器具の利用 | 特に制限はございません |
| ・所持品の持ち込み | 必要最小限にてお願いいたします |
| ・施設外での受診 | 原則、ご家族付添いをお願いいたします |
| ・宗教活動 | 特に制限はございません |

10. 緊急時及び事故発生時の対応

①緊急時の対応

利用者の容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、速やかにご家族へ連絡いたします。

②事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故防止のため、委員会等において転倒、転落、誤飲、誤嚥などについて、具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底するとともに、事故が発生した際にはその原因を解明し、対策を講じます。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし利用者の責に起因した事故の場合はその範囲ではありません。

11. 虐待防止措置

入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は管理者です。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 虐待の発生・再発を防止するための虐待防止委員会を設置しています。指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- (5) 成年後見制度の利用支援を行います。

12. ハラスメントの防止対策

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害される事を防止するための措置を講じます。

- ① ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等をもとに即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。
- ② 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ③ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置等を講じます。

13. 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画にそった、非常誘導を行う
- ・防災設備 関係法令に従って必要な設備を整えています
- ・防災訓練 年間2回の総合訓練及び毎月1回以上の訓練を実行しております。

14. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担当：生活相談員 電話 03-5851-6050

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

②足立区高齢者施策推進室介護保険課事業者指導係

所在地：東京都足立区中央本町1丁目17番1号

電話：03-3880-5111

③足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター

所在地：東京都足立区梅島3丁目28番8号（足立区こども支援センターげんき1階）

電話：03-6807-2460

④東京国民健康保険団体連合 苦情相談窓口

所在地：東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号

電話：03-6238-0177

円滑かつ迅速に苦情解決を行うための処理体制、手順は次のとおりとします。

- ①苦情があった場合、苦情受付・経過記録書に記載します。
- ②苦情について事実確認を行います。
- ③苦情の対処について、関係者と協議し、管理者へ報告し、指示を受けます。
- ④苦情の改善等について、入居者及び関係者へ報告します。
- ⑤苦情解決についての結果等を苦情受付・経過記録書に記載します。
- ⑥苦情解決は早急に行います。

当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長寿村
代表者役職・氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地	東京都足立区入谷九丁目15番18号
電話番号	03-3855-6363

定款の目的に定めた事業

- 1) 第一種社会福祉事業
 - 1 特別養護老人ホーム
 - 2 養護老人ホーム
 - 3 軽費老人ホーム
- 2) 第二種社会福祉事業
 - 1 老人短期入所事業
 - 2 老人デイサービスセンター
 - 3 認知症対応型老人共同生活援助
 - 4 老人居宅介護等事業
 - 5 看護小規模多機能型居宅介護
- 3) 公益事業
 - 1 介護老人保健施設
 - 2 通所リハビリテーション
 - 3 居宅介護支援事業
 - 4 地域包括支援センター
 - 5 サービス付高齢者向け住宅事業
- 4) 収益事業
 - 1 不動産賃貸業

施設拠点等

1. 特別養護老人ホーム	4 か所
2. 養護老人ホーム	1 か所
3. 軽費老人ホーム	1 か所
4. 短期入所生活介護	4 か所
5. 通所介護	2 か所
6. 認知症対応型通所介護	4 か所
7. 認知症対応型老人共同生活援助	5 か所
8. 訪問介護事業	1 か所
9. 看護小規模多機能型居宅介護	3 か所
10. 介護老人保健施設	1 か所
11. 通所リハビリテーション	1 か所
12. 居宅介護支援事業所	4 か所
13. 地域包括支援センター	1 か所
14. サービス付き高齢者向け住宅事業	1 か所
15. 不動産賃貸業	1 か所

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

短期入所生活介護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都足立区竹の塚 7 丁目 19 番 14 号

名 称 社会福祉法人 長寿村 竹の塚翔裕園 印
(事業所番号：1372107449)

説明者 所 属

氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

(保証人) 住 所

氏 名 印